

公立小・中学校の施設費の国庫負担等について

公立小・中学校の校舎の施設整備については、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、以下のとおり財政措置を講じている。

①校舎を新たに建築する場合

- 教室不足を解消するための新增築
 - 統合に伴う新增築
 - 構造上危険な状態にある建物等の建て替え(改築)
- ※
- ⇒ 公立学校施設整備費負担金により1/2負担
- ⇒ 学校施設環境改善交付金により1/3補助

※ 新增築の工事費の国庫負担は「必要面積－保有面積」(整備資格面積)の範囲内とされている。

「必要面積」・・・教育を行うのに必要な最低限度の面積であり、国庫負担対象とすべき合理的な面積。
学級数に応じて定められている

「保有面積」・・・当該学校が保有している施設の面積

②既存校舎を改修する場合

学校施設環境改善交付金により1/3補助(大規模改造事業)

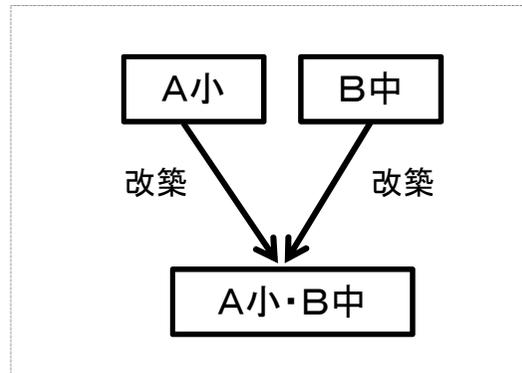
小中一貫教育を行う小・中学校の施設一体型校舎の整備について

小中一貫教育を行う学校の施設整備に特化した財政措置はないが、小学校及び中学校のそれぞれについて現行制度を活用し、施設一体型校舎の整備が行われている。

①A小学校とB中学校の施設一体型校舎を整備する場合

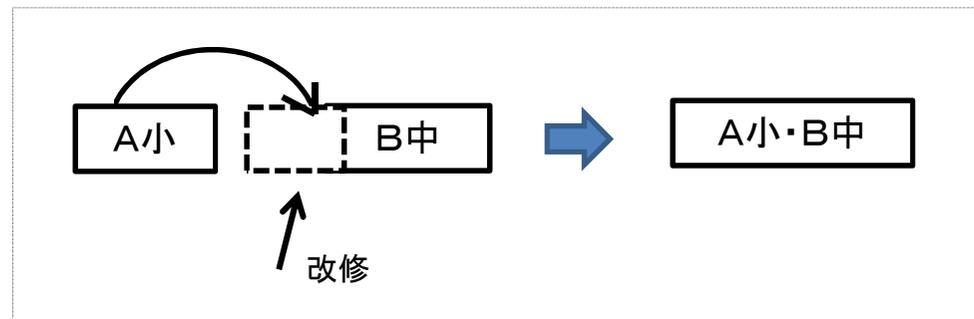
○校舎を新たに建築する場合

1／3の補助(ただし、A小及びB中それぞれの建物が構造上危険な状態にあると判断された場合等に限る)【改築】



○既存の校舎を改修し活用(A小・B中いずれかの建物に集約)する場合

1／3の補助【大規模改造】

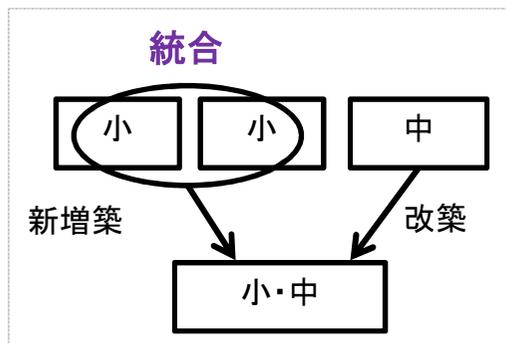


②既存の複数の小学校を統合し、統合小学校と中学校の施設一体型校舎を整備する場合

○校舎を新たに建築する場合

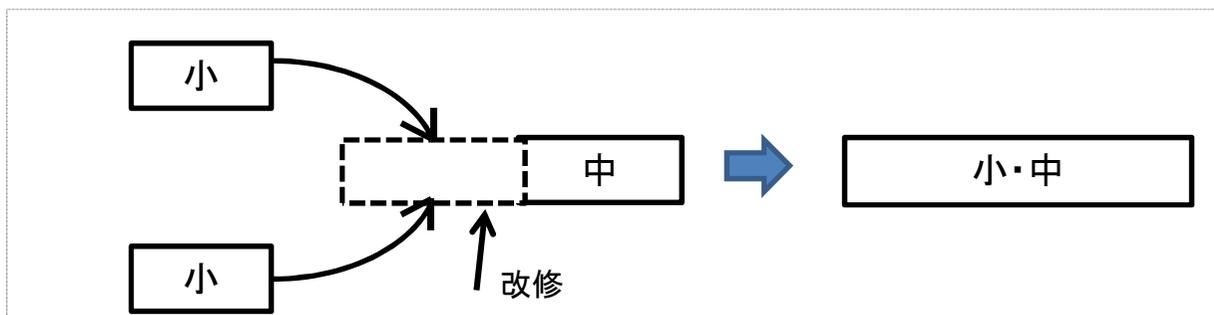
小学校部分は1/2の負担【統合】

中学校部分は1/3の補助（ただし、建物が構造上危険な状態にあると判断された場合等に限る）【改築】



○既存の校舎を改修し活用(いずれかの学校の建物に集約)する場合

1/3の補助【大規模改造】



【参考】小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理(抜粋)(平成24年7月13日中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・接続等に関する作業部会)

○小中連携、一貫教育推進のため、校舎や屋内運動場を一体化するに当たって、既にある学校を改築する場合、小学校同士又は中学校同士の統合に伴う新增築よりも国庫補助率が低い。同等程度の補助を行うことや共用部分の在り方について、国として検討することが必要である。